

津山市公告第71号
令和元年6月27日

令和元年6月19日付けで認可地縁団体である河辺井ノ口町内会から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づき、所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

津山市長 谷 口 圭 三

- 1 名称 河辺井ノ口町内会
- 2 区域 津山市河辺地内
- 3 主たる事務所 津山市河辺439番地
- 4 申請不動産に関する事項
(1) 土地

地目	面積(m ²)	所在地
山林	3,723	津山市河辺字淵ノ上54番
山林	5,669	津山市河辺字稲造56番1
山林	1,675	津山市河辺字稲造68番
山林	6,730	津山市河辺字稲造82番1
山林	215	津山市河辺字稲造82番2
山林	1,372	津山市河辺字ヒイ高田84番
山林	2,585	津山市河辺字砥石ヶ畝97番1
山林	18,904	津山市河辺字岡田113番
山林	4,669	津山市河辺字岡田138番1
山林	229	津山市河辺字岡田138番2
山林	148	津山市河辺字稲荷396番
山林	99	津山市河辺字大日397番
山林	100	津山市河辺字坂口401番
山林	1,558	津山市河辺字小山350番1

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
ア その1

土地の所在地		
津山市河辺字淵ノ上54番		
津山市河辺字稲途68番		
津山市河辺字稲途82番1		
津山市河辺字稲途82番2		
津山市河辺字岡田113番		
津山市河辺字岡田138番1		
津山市河辺字岡田138番2		
氏名又は名称及び住所		持ち分
水島 栄藏	津山市河辺1番邸	1/41
水島 幾一	津山市河辺2番邸	1/41
島田 音藏	津山市河辺3番邸	1/41
國貞 嘉三郎	津山市河辺5番邸	1/41
吉岡 岩治	津山市河辺6番邸	1/41
島田 紋平	津山市河辺7番邸	1/41
國貞 石右衛門	津山市河辺8番邸	1/41
木岡 彦太郎	津山市河辺8番邸	1/41
水島 幸次郎	津山市河辺9番邸	1/41
水島 初次郎	津山市河辺10番邸	1/41
水島 新吉	津山市河辺10番邸	1/41
國貞 兼治郎	津山市河辺11番邸	1/41
國貞 伊平	津山市河辺11番邸	1/41
國定 義正	津山市河辺12番邸	1/41
國貞 墨太郎	津山市河辺15番邸	1/41
神尾 万兵衛	津山市河辺16番邸	1/41
水島 竹藏	津山市河辺17番邸	1/41
水島 愛藏	津山市河辺17番邸	1/41
水島 喜左衛門	津山市河辺18番邸	1/41
水島 辰次郎	津山市河辺18番邸	1/41
國貞 與三郎	津山市河辺19番邸	1/41
神尾 助治郎	津山市河辺20番邸	1/41
神尾 彦四郎	津山市河辺22番邸	1/41
萩尾 紋治郎	津山市河辺23番邸	1/41
神尾 定市	津山市河辺24番邸	1/41
神尾 喜曾次郎	津山市河辺24番次1号邸	1/41
國貞 はま	津山市河辺25番邸	1/41

神尾 俊次郎	津山市河辺 2 6 番邸	1 / 4 1
國貞 繁次郎	津山市河辺 2 8 番邸	1 / 4 1
國貞 善治郎	津山市河辺 2 8 番邸	1 / 4 1
檜本 庚平	津山市河辺 2 9 番邸	1 / 4 1
神尾 岸太郎	津山市河辺 3 1 番邸	1 / 4 1
今田 重平	津山市河辺 3 1 番次 1 号邸	1 / 4 1
神尾 敬次郎	津山市河辺 3 1 番邸	1 / 4 1
神原 道五郎	津山市河辺 3 1 番邸	1 / 4 1
神尾 休太郎	津山市河辺 3 2 番邸	1 / 4 1
神尾 覺次郎	津山市河辺 3 2 番邸	1 / 4 1
室井 儀三郎	津山市河辺 3 3 番邸	1 / 4 1
神尾 帙次郎	津山市河辺 3 4 番邸	1 / 4 1
水島 とし	津山市河辺 3 5 番邸	1 / 4 1
木岡 仲藏	津山市河辺 3 6 番邸	1 / 4 1

イ その2

土地の所在地		
津山市河辺字稲途 5 6 番 1		
津山市河辺字ヒイ高田 8 4 番		
津山市河辺字砥石ケ畝 9 7 番 1		
津山市河辺字坂口 4 0 1 番		
津山市河辺字小山 3 5 0 番 1		
氏名又は名称及び住所		持ち分
水嶋 栄藏	津山市河辺 1 番邸	1 / 4 1
水嶋 幾一	津山市河辺 2 番邸	1 / 4 1
嶋田 音藏	津山市河辺 3 番邸	1 / 4 1
国貞 嘉三郎	津山市河辺 5 番邸	1 / 4 1
吉岡 岩治	津山市河辺 6 番邸	1 / 4 1
嶋田 紋平	津山市河辺 7 番邸	1 / 4 1
国貞 石右衛門	津山市河辺 8 番邸	1 / 4 1
木岡 彦太郎	津山市河辺 8 番邸	1 / 4 1
水嶋 幸次郎	津山市河辺 9 番邸	1 / 4 1
水嶋 初次郎	津山市河辺 1 0 番邸	1 / 4 1
水嶋 新吉	津山市河辺 1 0 番邸	1 / 4 1
国貞 兼治郎	津山市河辺 1 1 番邸	1 / 4 1
国貞 伊平	津山市河辺 1 1 番邸	1 / 4 1
国貞 義正	津山市河辺 1 2 番邸	1 / 4 1
国貞 墨太郎	津山市河辺 1 5 番邸	1 / 4 1
神尾 万兵衛	津山市河辺 1 6 番邸	1 / 4 1

水嶋 竹藏	津山市河辺 1 7 番邸	1 / 4 1
水嶋 愛藏	津山市河辺 1 7 番邸	1 / 4 1
水嶋 辰次郎	津山市河辺 1 7 番邸	1 / 4 1
水嶋 喜左衛門	津山市河辺 1 8 番邸	1 / 4 1
國貞 與三郎	津山市河辺 1 9 番邸	1 / 4 1
神尾 助治郎	津山市河辺 2 0 番邸	1 / 4 1
神尾 彦四郎	津山市河辺 2 2 番邸	1 / 4 1
萩尾 正次	津山市河辺 2 3 番邸	1 / 4 1
神尾 定市	津山市河辺 2 4 番邸	1 / 4 1
神尾 喜曾次郎	津山市河辺 2 4 番次 1 号邸	1 / 4 1
國貞 はま	津山市河辺 2 5 番邸	1 / 4 1
神尾 俊次郎	津山市河辺 2 6 番邸	1 / 4 1
國貞 繁次郎	津山市河辺 2 8 番邸	1 / 4 1
國貞 善治郎	津山市河辺 2 8 番邸	1 / 4 1
檜本 庚平	津山市河辺 2 9 番邸	1 / 4 1
神尾 岸太郎	津山市河辺 3 1 番邸	1 / 4 1
今田 重平	津山市河辺 3 1 番次 1 号邸	1 / 4 1
神尾 敬次郎	津山市河辺 3 1 番邸	1 / 4 1
神原 道五郎	津山市河辺 3 1 番邸	1 / 4 1
神尾 休太郎	津山市河辺 3 2 番邸	1 / 4 1
神尾 覚次郎	津山市河辺 3 2 番邸	1 / 4 1
室井 儀三郎	津山市河辺 3 3 番邸	1 / 4 1
神尾 虎次郎	津山市河辺 3 4 番邸	1 / 4 1
水嶋 とし	津山市河辺 3 5 番邸	1 / 4 1
木岡 仲藏	津山市河辺 3 6 番邸	1 / 4 1

ウ その3

土地の所在地		
津山市河辺字稲荷 3 9 6 番		
氏名又は名称及び住所		持ち分
神尾 増五郎	住所記録なし	1 / 3 4
萩尾 平治郎	〃	1 / 3 4
神尾 源治郎	〃	1 / 3 4
國貞 惣右衛門	〃	1 / 3 4
神尾 喜曾次郎	〃	1 / 3 4
國貞 熊治郎	〃	1 / 3 4
神尾 芳次郎	〃	1 / 3 4
室井 儀三郎	〃	1 / 3 4
神尾 岸太郎	〃	1 / 3 4

神尾 てる	〃	1 / 3 4
今田 重平	〃	1 / 3 4
神尾 重右衛門	〃	1 / 3 4
國貞 順平	〃	1 / 3 4
水島 多市	〃	1 / 3 4
島田 音蔵	〃	1 / 3 4
吉岡 岩治	〃	1 / 3 4
木岡 のゑ	〃	1 / 3 4
國貞 石右衛門	〃	1 / 3 4
水島 九平	〃	1 / 3 4
國貞 兼治郎	〃	1 / 3 4
水嶋 新吉	〃	1 / 3 4
國定 義正	〃	1 / 3 4
國貞 瀧蔵	〃	1 / 3 4
神尾 万兵衛	〃	1 / 3 4
水島 仲蔵	〃	1 / 3 4
木岡 千代治	〃	1 / 3 4
水島 辰次郎	〃	1 / 3 4
神尾 助治郎	〃	1 / 3 4
國貞 百助	〃	1 / 3 4
水島 勝造	〃	1 / 3 4
國貞 善治郎	〃	1 / 3 4
島田 紋平	〃	1 / 3 4
神尾 覺次郎	〃	1 / 3 4
水島 愛蔵	〃	1 / 3 4

エ その4

土地の所在地		
津山市河辺字大日 3 9 7 番		
氏名又は名称及び住所		持ち分
神尾 増五郎	住所記録なし	1 / 3 4
萩尾 平治郎	〃	1 / 3 4
神尾 源治郎	〃	1 / 3 4
國貞 惣左衛門	〃	1 / 3 4
神尾 喜曾次郎	〃	1 / 3 4
國貞 熊治郎	〃	1 / 3 4
神尾 芳次郎	〃	1 / 3 4
室井 儀三郎	〃	1 / 3 4
神尾 岸太郎	〃	1 / 3 4

神尾 てる	〃	1 / 3 4
今田 重平	〃	1 / 3 4
神尾 重右衛門	〃	1 / 3 4
國貞 順平	〃	1 / 3 4
水島 多市	〃	1 / 3 4
島田 音蔵	〃	1 / 3 4
吉岡 岩治	〃	1 / 3 4
木岡 のゑ	〃	1 / 3 4
國貞 石右衛門	〃	1 / 3 4
水島 九平	〃	1 / 3 4
國貞 兼治郎	〃	1 / 3 4
水嶋 新吉	〃	1 / 3 4
國定 義正	〃	1 / 3 4
國貞 滝蔵	〃	1 / 3 4
神尾 万兵衛	〃	1 / 3 4
水島 仲蔵	〃	1 / 3 4
木岡 千代治	〃	1 / 3 4
水島 辰次郎	〃	1 / 3 4
神尾 助治郎	〃	1 / 3 4
國貞 百助	〃	1 / 3 4
水島 勝造	〃	1 / 3 4
國貞 善治郎	〃	1 / 3 4
島田 紋平	〃	1 / 3 4
神尾 覺次郎	〃	1 / 3 4
水島 愛蔵	〃	1 / 3 4

5 申請事項に異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

令和元年6月27日から令和元年9月27日まで

7 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による申出書及び関係書類を津山市地域振興部地域づくり推進室に提出することによる。